

これは、参考例です。実際の作成は、作成者の責任において、十分に検討したうえで行ってください。

## 訪問型サービスを提供するための 訪問介護等重要事項説明書の変更例

### 1 前文について

根拠規定に、府中市規則を加える。

例 あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、東京都条例及び府中市規則の規定に基づき、事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 2 事業所の概要について

サービスの種類に、府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを加える。

例 事業所の概要

名称	〇〇ホームヘルプサービス
所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
事業所番号	1 3 7 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
指定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
指定サービスの種類	訪問介護 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス
通常の事業の実施地域	〇〇市
管理者の氏名	〇〇 〇〇

### 3 事業の目的と運営の方針について

提供するサービスに、府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを加える。

例 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス、介護予防サービス又は府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供することを目的とし
-------	---

ます。

- ・
- ・
- ・

#### 4 提供するサービスの内容について

提供するサービスの内容に、府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスに係る内容を加える。

例 訪問介護又は府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスは、訪問介護員等又は府中市高齢者生活支援員が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

1 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など ※ 府中市介護予防・日常生活支援総合事業市独自基準訪問型サービスによる提供はありません。
2 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
3 通院等のための乗車又は降車の介助	通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車又は降車の介助とあわせて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先若しくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。 ※ 府中市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスによる提供はありません。

#### 5 事業所の従業者体制について

従業者に、府中市高齢者生活支援員を加える。

例 事業所の従業者体制について

従業者の職種	勤務形態及び員数
介護福祉士	常勤○人 非常勤○人
介護職員初任者研修修了者	常勤○人 非常勤○人
府中市が指定する研修を修了した者	常勤○人 非常勤○人

## 6 利用料について

サービスの利用料に、府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスのものを加える。

例 あなたがサービスを利用した場合の料金は、次のとおりです。あなたにお支払していただく負担金は、原則として利用料の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）です。ただし、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担していただきます。

- ・
- ・
- ・

### ○ 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による市独自基準訪問型サービスの利用料

#### 【基本】（1月につき）

サービス内容			利用料	利用者負担（1割の場合）
訪問型サービス I	週1回 程度必要とされた者	府中市指定研修修了者による提供を必要とされた者	10,453円	1,046円
		訪問介護員等による提供を必要とされた者	11,613円	1,162円
訪問型サービス II	週2回 程度必要とされた者	府中市指定研修修了者による提供を必要とされた者	20,906円	2,091円
		訪問介護員等による提供を必要とされた者	23,227円	2,323円
訪問型サービス III	週2回を超え	府中市指定研修修了者による提供を	33,161円	3,317円

	る程度	必要とされた者		
	必要とされた者	訪問介護員等による提供を必要とされた者	36,840円	3,684円

- 
- 
- 

### 【加算】（1月につき）

種類	要件	加算される利用料	加算される利用者負担（1割の場合）
初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初月に提供等を行った場合に加算されます。	2,210円	221円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	事業所が当該加算を算定する要件を満たしている場合に加算されます。	基本の利用料の100分の86相当の額	利用料の1割相当の額
介護職員処遇改善加算Ⅱ		基本の利用料の100分の48相当の額	
介護職員処遇改善加算Ⅲ		介護職員処遇改善加算Ⅱの利用料の90%相当の額	
介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護職員処遇改善加算Ⅱの利用料の80%相当の額	

- 
- 
- 

### 【減算】（1月につき）

種類	要件	減算される利用料	減算される利用者負担（1割の場合）
サービス提供責任者体制減算	3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者を配置している場合に減算されます。	基本の利用料の30%相当の額	利用料の1割相当の額
同一建物減算	事業所と同一等の建物に居住する利用者又は利用者が20人以上居住する建物の利用者に提供した場合に減算されます。	基本の利用料の10%相当の額	

## 6 キャンセル料について

訪問型サービスの利用料が月額制であることを考慮し、キャンセル料に関する規定を必要に応じて変更する。

例 利用予定日の直前に利用をキャンセルした場合は、次のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、**府中市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス**は、利用料が月額制のため、キャンセル料は不要とします。